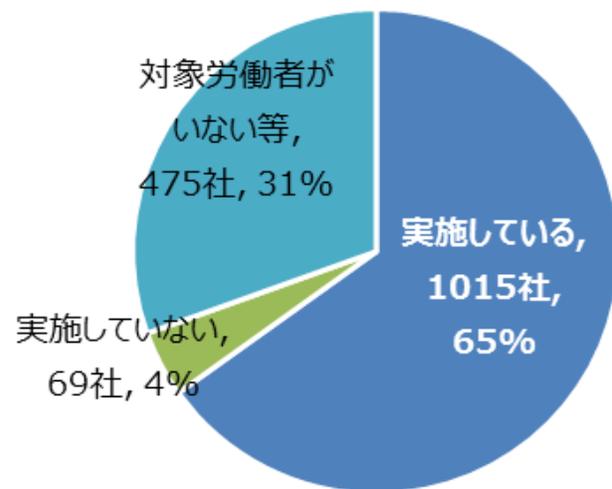


ストレスチェック結果の集団分析を活用し職場環境改善に取り組みましょう（岡山労働局からのお願い）

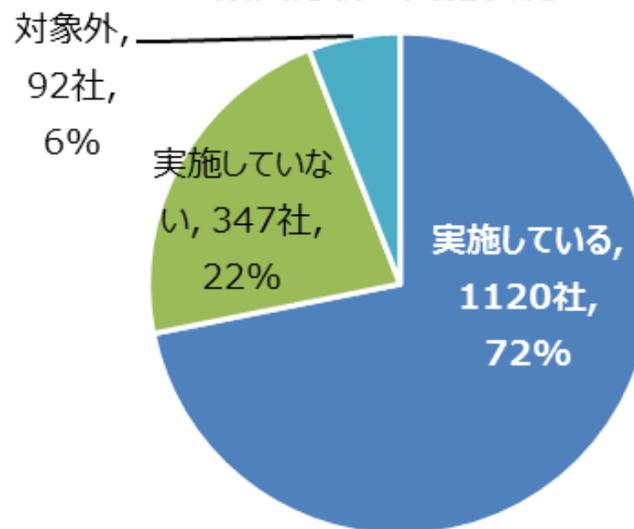
労働安全衛生法により、労働者数50人以上の事業場においては、医師等によるストレスチェックが義務付けられております。ストレスチェック結果の集団分析と職場環境改善は努力義務ですが、それを行うことにより、職場におけるメンタルヘルス対策が強化されます。ただし、集計単位が10人未満の場合は個人特定につながらない方法でない限りは全ての労働者の同意なく事業者が集計・分析結果を提供してはなりません。

※職場におけるメンタルヘルス対策自主点検の実施結果（岡山労働局 平成30年7月実施）

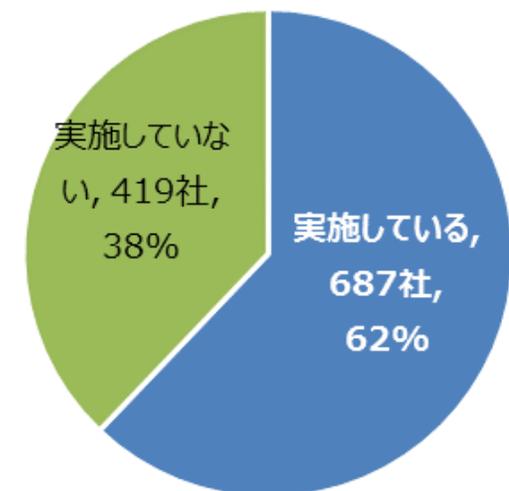
高ストレス者に対する面接指導実施状況



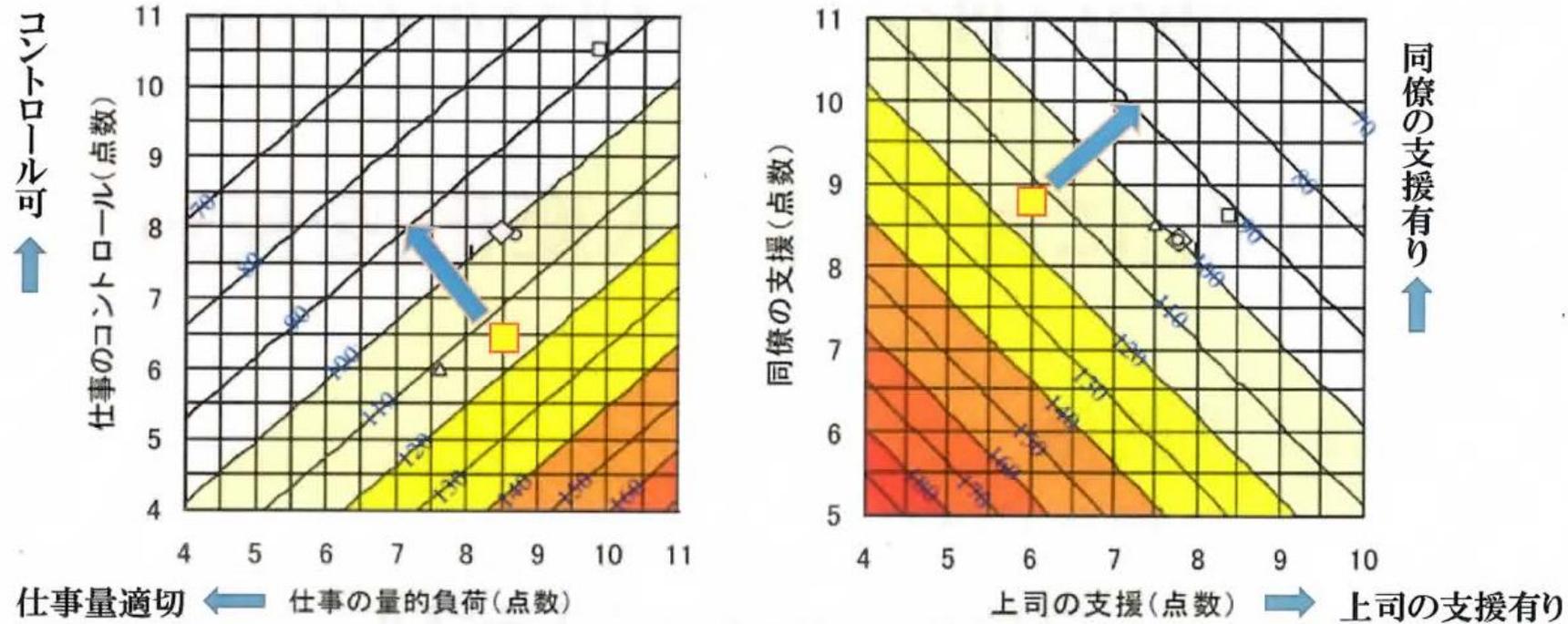
集団分析の実施状況



職場環境改善の実施状況



仕事のストレス判定図の使用方法



職場名	対象者数	主な作業内容
経理課	20人	事務、伝票処理
尺度名	平均点	読み取った健康リスク
仕事の量的負担	8.5	(A)108
仕事のコントロール	6.4	
上司の支援	6.0	(B)112
同僚の支援	8.8	
総合した健康リスク $[(A) \times (B) / 100]$		121

仕事の負荷が適切であっても、上司、同僚の支援が不十分だと、職場のストレス度は高くなる。逆に、仕事量が多くても、上司、同僚の支援が十分だと、職場のストレス度は低くなる。

この職場では仕事のストレスにより健康リスクが20%増加と推定されるので、結果を勘案し必要があると認めるときは職場環境改善措置を講ずるよう努めてください